島原市耐震改修促進計画

平成２１年３月　策定

平成３０年３月　改訂

令和５年３月　　改訂

島　原　市

目　次

第１章　耐震改修促進計画の目的
第１節　計画の必要性
第２節　計画の目的
第３節　計画の位置付け
第４節　市民の役割
第５節　市の役割
第６節　計画の期間

第２章　耐震改修の現状と目標
第１節　想定される地震の規模と被害予測
①　活断層の状況
②　想定される地震の規模
③　想定される被害の状況
第２節　住宅の耐震化の現状・目標
第３節　多数の者が利用する建築物の耐震化の現状・目標
第４節　市が所有する建築物の耐震化基本方針
第５節　市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化の現状・目標

第３章　建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策に関する事項
第１節　民間建築物の耐震化を促進するための支援
①　住宅の耐震化に関する支援
②　特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する支援
③　要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する支援
第２節　耐震化を促進するための環境整備
①　専門技術者の養成
②　耐震診断及び耐震改修の技術の普及
第３節　地震時の総合的な安全対策
①　ブロック塀等の安全対策
②　落下に対する安全対策
③　エレベーターの閉じ込め防止対策
④　エスカレーターの脱落防止対策
⑤　給湯設備の転倒防止対策
⑥　地震発生後の対応
⑦　地震によるがけ崩れ等の安全対策
⑧　大規模盛土造成地の耐震対策

第４節　優先的に耐震化すべき建築物の設定
第５節　重点的に耐震化すべき区域の設定
第６節　沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路の指定

第４章　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
第１節　相談体制の整備
①　市における相談窓口
②　建築関係団体による相談窓口
第２節　情報の提供
第３節　耐震化に関する啓発
①　市民に対する啓発
②　建築関係事業者に対する啓発
第４節　自主的な地震対策の推進

第５章　耐震改修促進計画の見直しについて

第１章　耐震改修促進計画の目的

第１節　計画の必要性

平成７年１月１７日に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震により6,434 人もの尊い命が犠牲となり、約２６万棟の家屋が全壊・半壊しました。また、亡くなられた方の約７５％にあたる4,831 人が建築物の倒壊等による圧迫死や窒息死であったことが報告されています。建築物の被害の傾向をみると、昭和５６年６月以前に建築された、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物に被害が多く、それ以降に建築された比較的新しい建築物の被害は軽かったことが調査の結果判明しています。

この甚大な災害をうけ、既存建築物の耐震化を促進するため、平成７年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。)」が策定されました。

近年では、「新潟県中越地震（平成１６年１０月)」、「福岡県西方沖地震（平成１７年３月)」、「新潟中越沖地震（平成１９年７月)」、「岩手・宮城内陸地震（平成２０年６月)」、「熊本地震（平成２８年４月)、「北海道胆振東部地震（平成３０年９月)」などに見られるように予想し得ない地域で大地震が発生し、特に「東日本大震災（平成２３年３月)」は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。さらに、平成３０年６月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生しました。このように、大地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、発生の切迫性が指摘されている南海トラフの海溝型巨大地震については、「東日本大震災」を上回る被害が想定されています。

建築物の耐震改修は、建築物の耐震化緊急対策方針（平成１７年９月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的緊急課題」とされているとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和３年５月）において、１０年後に死者数をおおむね８割、建築物の全壊棟数をおおむね５割、被害想定より減少化させるという目標達成のために重点的に取り組むべき課題として位置づけられています。

耐震改修促進法では、都道府県は「耐震改修促進計画」を策定し、「具体的な目標」のもと「計画的な耐震化」を行うことが求められており、長崎県においては、平成１９年８月に「長崎県耐震改修促進計画」を策定しています。また、市町村は、区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされており、島原市においては、計画的な耐震化を図るため「島原市耐震改修促進計画」を平成２１年３月に策定し、耐震化率の目標の更新など耐震改修促進法の改正の趣旨を踏まえた改訂を行いながら、建築物の耐震化の促進に取り組んでいるところです。

今後の大地震の発生に備え、建築物の耐震化をより一層進める必要があるため、このたび、令和３年１２月に公布・施行された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」に基づき、新たな耐震化率の目標設定を行うとともに、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、島原市耐震改修促進計画の改訂を行います。

第２節　計画の目的

本市では、島原半島から橘湾を中心に地震の発生予測がなされていますが、それ以外にも県外の断層による地震の発生が考えられます。実際に、福岡県西方沖地震では壱岐市において震度５強を記録しております。また、布田川・日奈久断層帯（熊本県）の地震でも島原半島において震度６弱が予想されており、平成２８年４月に発生した一連の熊本地震では、島原半島で最大震度５強をはじめ、県内各地で強い揺れを観測しました。

これらの状況を踏まえ、住宅及び耐震改修促進法第１４条第１号に掲げる建築物（以下、「多数の者が利用する建築物」という。）等の耐震化率の目標を設定し、建築物の用途・役割に考慮した耐震化を図り、地震被害を減少させることが本計画の重要な目的です。

第３節　計画の位置付け

島原市耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第６条第１項の規定により、「国の基本方針」及び「長崎県耐震改修促進計画」に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として位置づけています。

また、「島原市地域防災計画」に掲げる建築物の地震防災に関する基本事項に基づき、その他関連の計画との整合性を図り、耐震化の目標や必要な施策、地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及等の事項を定めるものです。

【国・県・市の計画策定のそれぞれの位置づけ】

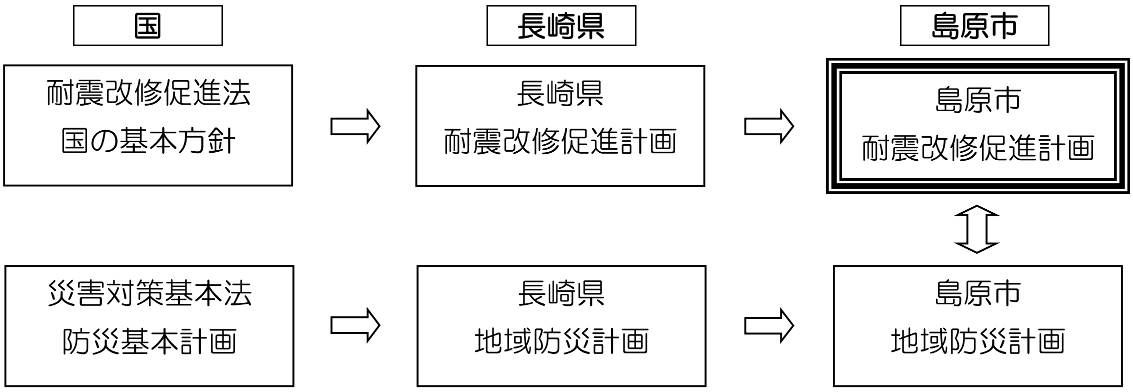

第４節　市民の役割

市民は、自らが所有する建築物の地震に対する安全性や地域防災対策を、自らの問題のみならず地域の問題として認識し、建築物の安全性を向上するよう努めることが重要です。

そのためには、以下の４つを柱とした防災対策に取り組むことが必要となります。

１）建築物の耐震性能の向上（耐震診断・耐震改修）
２）建築物の防災性能の向上（外壁・天井・窓ガラスの落下対策）
３）建築物の敷地の安全性向上（塀・擁壁の安全管理）
４）地域防災活動への参加・協力

第５節　市の役割

市は、公共施設の耐震化を促進するとともに、地域防災計画や耐震改修促進法の適正な運用を図り、必要な情報・知識の普及啓発を行うとともに、耐震化に取り組みやすい環境の整備に努めます。

１）住宅・建築物の耐震化の促進
２）所有する公共建築物の耐震化
３）広報誌等を利用した地震・防災に関する普及啓発
４）相談窓口の設置

第６節　計画の期間

本計画の期間は、平成２１年３月から令和８年３月までとします。今後、この計画に修正の必要が認められたとき、見直しを行うものとします。

第２章　耐震改修の現状と目標

第１節　想定される地震の規模と被害予測

①　活断層の状況

島原半島内には、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯及び雲仙地溝南縁西部断層帯という多くの活断層群から構成される断層帯があります。

震源となる活断層の位置図

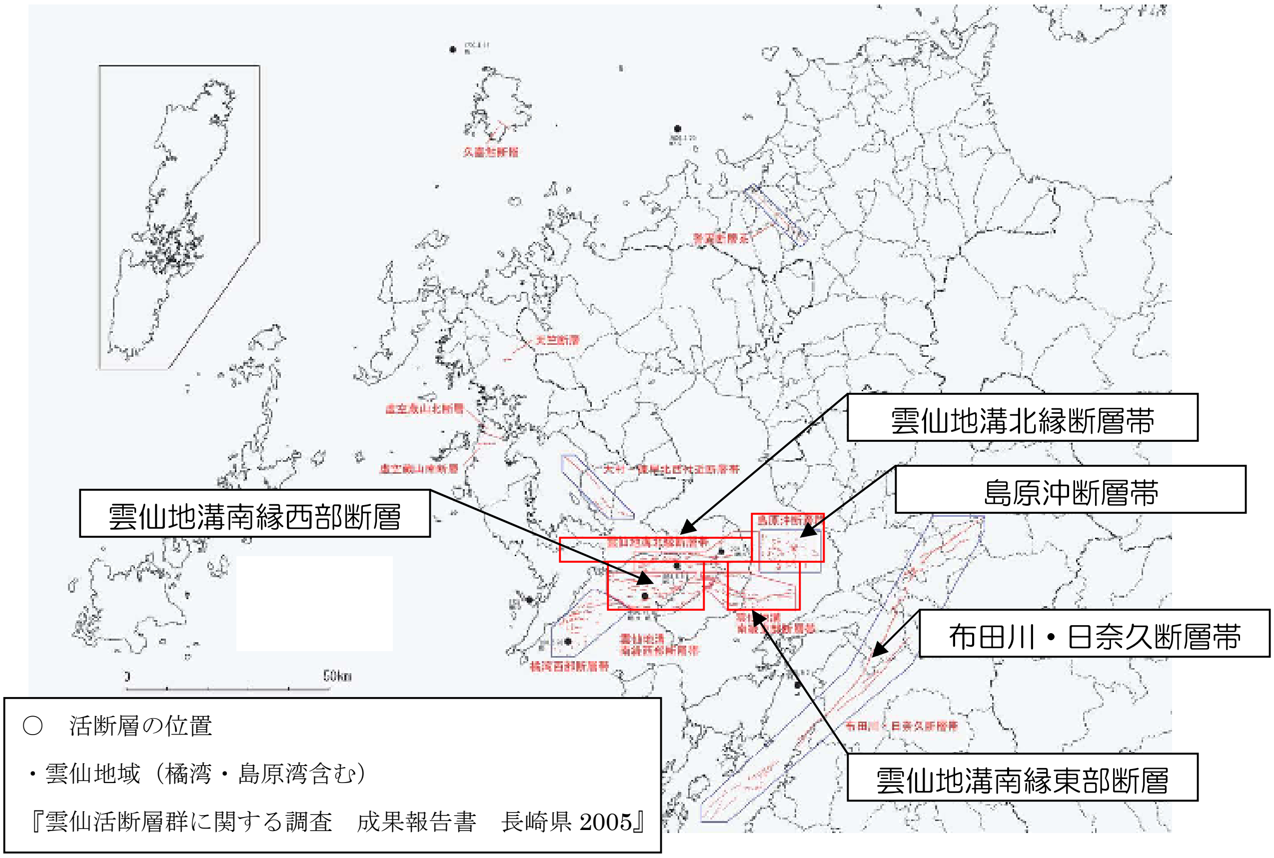

②　想定される地震の規模

平成１８年３月の「長崎県地震等防災アセスメント報告書」によると、県内の活断層による地震規模は、震度６弱以上の区域が長崎市・島原市・諫早市・大村市・雲仙市・南島原市・長与町・時津町で想定され、一部の区域では震度７の発生も予測されています。

また、福岡県西方沖地震のように、想定されていない活断層での地震については、M6.9 規模の地震が直下で発生した場合の震度予測として、各地で震度６弱、河川の河口に近い地盤の軟弱な地域で震度６強となると想定されています。

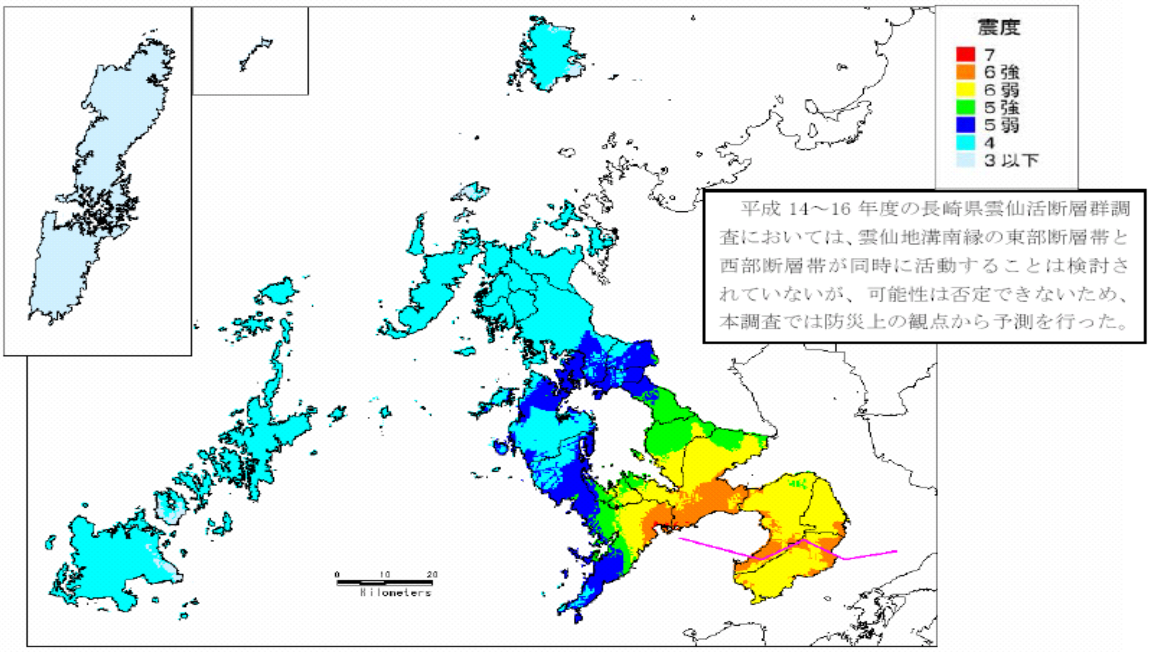

参考（雲仙地溝縁部東部断層と西部断層連動による震度予測）

③　想定される被害の状況

長崎県地震等防災アセスメント報告書による建築物被害想定は下表１－１、表１－２のとおりです。

＜表１－１　建物の被害予測および耐震化による大破棟数の比較＞

震源活断層	雲仙地溝 北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部 ・西部断層帯連動	大村－諫早北西 付近断層帯
大破棟数予測	18,705	33,389	5,421
耐震化後の大破棟数	7,054	15,365	2,512
耐震化による減少率（%）	62	54	54

＜表１－２　長崎県地震等防災アセスメント報告書による被害想定＞

<table>
<tr><th colspan="2">震源活断層</th><th>雲仙地溝
北縁断層帯</th><th>雲仙地溝南縁東部
・西部断層帯</th><th>島原沖断層群</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地震被害による
死者数</td><td>現　　在</td><td>773</td><td>1,689</td><td>25</td></tr>
<tr><td>耐震化後</td><td>263</td><td>757</td><td>2</td></tr>
</table>

なお、過去の島原半島地域においては、１７９２年（寛政４）の「島原大変」でM6.4 の地震が発生し、本市の眉山の大崩壊による崩土が島原湾に入り、大津波が発生したことで、死者 １万 5,000 人を出す被害が出ています。また、１９２２年（大正１１年）の「島原地震」では、南島原市の北有馬町及び雲仙市小浜町を中心にM6.9 及びM6.5 の地震が２回発生し、家屋倒壊によって２６人の死者を出す被害が出ています。

第２節　住宅の耐震化の現状・目標

平成３０年の国の住宅・土地統計調査を基に、建築着工統計調査、建築物滅失統計調査及び耐震改修工事補助実績により補正して求めた島原市内の住宅の耐震化率は、令和２年時点で８７％と推計しています。

耐震化率は、耐震改修を行うことはもちろんのこと、建築物の建て替えや新築による向上も見込まれることから、令和７年度の耐震化率は９１％になるものと推計しています。

＜表２−１　島原市の住宅の耐震化率推計＞　（令和２年時点）【戸，％】

住宅総数	昭和５６年6月以降に建築された住宅数	昭和５６年5月以前に建築された住宅数			耐震性能有りの住宅数	耐震化率
（A）	（B）	（C）	耐震性有（推計）（D）	改修済（E）	B+D+E=（F）	（%）（F）／（A）
16,734	11,942	4,792	2,465	197	14,604	87%

D：国の耐震化率推計方法による耐震診断を実施した場合耐震性が有りとなる住宅数

E：耐震診断の結果耐震性が無いとされた住宅で必要な耐震改修工事を実施した住宅数

＜表２－２　令和２年時点ベースでの令和７年度末の住宅の耐震化率推計＞　【戸，％】

住宅総数	昭和５６年6月以降に建築された住宅数	昭和５６年5月以前に建築された住宅数			耐震性能有りの住宅数	耐震化率
（A）	（B）	（C）	耐震性有（推計）（D）	改修済（E）	B+D+E=（F）	（%）（F）／（A）
15,667	11,410	4,257	2,316	545	14,271	91%

住宅の耐震化率を令和７年度までに９５%とすることを目標にします。

住宅の耐震化率については、国は令和１２年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に掲げていることを踏まえ、令和７年度までに９５%とすることを目標とします。

耐震化率を９５%とするために、表２－２の「耐震性能有り」の住宅数（F）14,271戸を、表２－3の（F）14,884戸に増加させることを目標とします。

＜表２−３　耐震化率９５%を目標とした場合の耐震化率推計＞　【戸，％】

住宅総数	昭和５６年6月以降に建築された住宅数	昭和５６年5月以前に建築された住宅数			耐震性能有りの住宅数	耐震化率
（A）	（B）	（C）	耐震性有（推計）（D）	改修済（E）	B+D+E=（F）	（%）（F）／（A）
15,667	11,410	4,257	2,316	1,158	14,884	95%

※　＜表２－１＞から＜表２－３＞は、島原市による推計

第３節　多数の者が利用する建築物の耐震化の現状・目標

多数の者が利用する建築物とは、耐震改修促進法第１４条第１号に掲げる建築物とします。（学校、体育館、病院、福祉施設、ホテルなどの建築物で一定規模以上のもの。）

多数の者が利用する建築物には様々な用途がありますが、地震災害時に重要な役割を果たすものから重点的に耐震化を図る必要があります。

近年、学校等の公共建築物において、耐震改修が積極的に実施されたことや、民間建築物においても、昭和５６年５月以前に建築されたものの除却や建替えが、一定数進んだこと等もあり、令和３年に実施した調査によると、市内の多数の者が利用する建築物の耐震化率は下表のとおり約９０％と推計されます。

平成２７年度末までに耐震化率を９０％とすることとしていた当初の目標は、達成することができましたが、市内にはまだ多数の耐震化がなされていない建築物が存在するため、引き続き、目標の達成に向かって取り組みを進めます。

＜表３－１　現状の多数の者が利用する建築物の耐震化率推計＞　（令和３年３月時点）【棟，％】

多数の者が利用する建築物総数（A）	昭和５６年６月以降に建築された建築物数（B）	昭和５６年５月以前に建築された建築物数（C）	耐震性有（推計）（D）	改修済（E）	耐震性能有りの建築物数 B+D+E=（F）	耐震化率（％）（F）／（A）
176	100	76	31	27	158	90%

D：国の耐震化率推計方法による耐震診断を実施した場合耐震性が有りとなる建築物数

E：耐震診断の結果耐震性が無いとされた建築物で必要な耐震改修工事を実施した建築物数

多数の者が利用する建築物の耐震化率を
令和７年度までに９５%とすることを目標にします。

市の推計では、令和７年度末の多数の者が利用する建築物数は、177棟と想定され、耐震化の目標を９５%と設定した場合、達成するために耐震改修を実施すべき棟数は、表（E）のとおり34棟になります。

＜表３－２　耐震化率９５%を目標とした場合の多数の者が利用する建築物の耐震化率推計＞【棟，％】

多数の者が利用する建築物総数（A）	昭和５６年６月以降に建築された建築物数（B）	昭和５６年５月以前に建築された建築物数（C）	耐震性有（推計）（D）	改修済（E）	耐震性能有りの建築物数 B+D+E=（F）	耐震化率（％）（F）／（A）
177	105	72	29	34	168	95%

※　国の耐震化率の推計方法に準じて推計

※　＜表３－１＞から＜表３－２＞は、島原市による推計

第４節　市が所有する建築物の耐震化目標

①　防災上重要な防災拠点施設についての耐震化を促進します。
②　学校については、避難施設としての指定を受けている建築物を重点的に耐震化するとともに、日常的に児童・生徒が使用する建築物についても耐震化を促進します。
③　その他の公共施設については、施設の重要性を考慮して耐進化に努めます。
④　公共施設については、市民が安心して利用できるよう、耐震診断結果、耐震補強の実施状況を定期的に公表します。

第５節　市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化の現状・目標

市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成２７年度までに９０％とすることとしていた当初の目標を達成し、下表＜表４－１＞のとおり、約９６％となっています。

しかし、施設の今後の有り方の検討中であるものなど、現時点で耐震化がなされていない建物が存在するため、引き続き耐震化へ向けた取組みを進め、早期の完了を目指します。

また、天井や設備機器等の非構造部材の耐震化についても、積極的に取り組みます。

＜表４－１　市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化状況＞　（令和３年３月時点）【棟，％】

多数の者が利用する建築物の主要用途	建築物数 (A)	昭和５６年６月以降に建築された建築物数 (B)	昭和５６年５月以前に建築された建築物数 (C)	耐震性有（推計） (D)	内改修済 (E)	耐震性能有の建築物数 B+D+E= (F)	耐震化率（%） (F)／(A)
公営住宅	5	5	0	0	0	5	100%
学校施設	31	8	23	8	15	31	100%
体育施設	7	5	2	1	0	6	86%
農林施設	2	2	0	0	0	2	100%
文化施設	1	1	0	0	0	1	100%
観光施設	1	0	1	0	1	1	100%
官庁施設	2	1	1	0	1	2	100%
福祉施設	2	0	2	1	0	1	50%
衛生施設	1	1	0	0	0	1	100%
港湾施設	1	1	0	0	0	1	100%
公益施設	2	0	2	0	2	2	100%
計	55	24	31	10	19	53	96%

※　＜表４－１＞は、市有施設を所管する課からの情報を取りまとめたもの

第３章　建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための施策に関する事項

第１節　民間建築物の耐震化を促進するための支援

　昭和５６年５月３１日以前に建築された既存建築物に対して、早急な耐震化を図るため、国の補助事業や税制の優遇措置が活用できるように、耐震診断及び耐震改修に係る支援を実施します。

①　住宅の耐震化に関する支援

　住宅の耐震化は、居住者の生命や財産を保護するとともに、住宅が密集した市街地においては、地域の防災機能を高めることになります。

　市は、住宅の耐震化を促進するため、木造戸建住宅の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修に要する費用の一部を助成する「安全・安心住まいづくり支援事業」を今後も引き続き実施します。

②　特定既存耐震不適格建築物の耐震化に関する支援

　特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法第１４条に規定されており、

１）多数の者が利用する一定規模以上の建築物
　（学校・体育館・病院・老人ホーム・百貨店・事務所等）
２）危険物を一定数量以上取り扱う建築物
３）避難路沿道建築物（県又は市が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物であって高さ要件に該当するもの）

が該当します。

　市は、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を計画的に促進することとし、防災上重要な役割を果たす建築物等を優先して耐震化を図るために、上記１）に該当する特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の一部を助成する「建築物耐震化事業」を今後も引き続き実施します。

③　要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する支援

　要緊急安全確認大規模建築物は、耐震改修促進法附則第３条に規定されており、

１）不特定かつ多数の者が利用する大規模建築物（病院・店舗・旅館等）
２）避難確保上、特に配慮を要する者が利用する大規模建築物
　（老人ホーム・小学校・中学校・幼稚園・保育所等）
３）危険物を一定数量以上取り扱う大規模建築物

が該当します。

　市は、上記の１）に該当する要緊急安全確認大規模建築物については、地震に対する安全性を確保するため、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を助成する「大規模建築物耐震診断等事業」により積極的な支援を行います。

第２節　耐震化を促進するための環境整備

①　専門技術者の養成

木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修を促進する上では、建築士や工事施工者等、建築関係の技術者の知識の習得・技術の向上が重要となります。

これらの方々を対象とした講習会を実施することで、建築関係の技術者が耐震化に必要な知識・技術を習得できる場を、県と協力して、提供します。

また、市民が安心して耐震診断及び耐震改修を行えるように、助成事業を通じて事業者の育成を行うとともに悪質な事業者の排除に努めます。

加えて、工業系学生のボランティアによる耐震化への活動に対しての知識・技術の習得にも努めます。

②　耐震診断及び耐震改修の技術の普及

市は、耐震診断及び耐震改修に関する技術について、建築関係団体に対し速やかに情報の提供を行うとともに、県及び「耐震改修支援センター」（※）の協力を得ながら、耐震技術の普及に努めます。

※耐震改修促進法に基づき、国が指定する耐震化に関する支援機関

第３節　地震時の総合的な安全対策

①　ブロック塀等の安全対策

地震によりブロック塀が倒壊すると、道路を通行している人に直接的な被害を与えたり、通行が遮断されることによって、避難や救助活動が阻害されたりするなど、様々な問題が発生します。

１）市民に対する啓発

新しいブロック塀の施工方法や既存ブロック塀の補強方法について、パンフレットを配布するなど、市民への周知を行うとともに、県や関係部局と連携して、所有者に対して安全対策の実施についての働きかけを行います。

２）ブロック塀を施工するものに対する周知

ブロック塀の計画・施工に携わる建築士、専門業者等に対し、正しい技術の周知を行います。

②　落下に対する安全対策

近年の地震においては、建築物の外壁・窓ガラス・天井・屋根瓦の落下による被害が発生しています。

建築物の所有者・管理者は、建築物の内部や周辺における安全性を確保するため、定期的な点検や改修工事を実施することが必要です。

市は、県と協力して、一定規模以上の建築物の安全対策の措置状況に関する調査・指導を、

パトロール等を通じて、今後も引き続き実施します。

また、平成２６年４月には、建築基準法が改正され、天井の脱落対策に係る基準が新たに定められました。令和４年１月には、建築基準法に基づく告示が改正施行され、瓦の緊結方法に関する基準が強化されました。これらに伴い、市は、県と協力して、必要な対応について、所有者・管理者等に指導及び情報提供を行います。

③　エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターには、一定の震度以上で緊急停止する等、各種の安全対策が講じられておりますが、現在、地震発生に伴う利用者の閉じ込め被害が大きな問題となっています。

そのような中、平成２１年９月に建築基準法が改正され、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。これに伴い、市は、県と協力して、関係機関と協議のうえ、必要な対応について所有者·管理者等に指導及び情報提供を行います。

④　エスカレーターの脱落防止対策

東日本大震災において、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、平成２６年４月に建築基準法が改正され、エスカレーターの脱落防止対策に関する基準が新たに定められました。これに伴い、市は、県と協力して、必要な対応について、所有者・管理者等に指導及び情報提供を行います。

⑤　給湯設備の転倒防止対策

東日本大震災において、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことを受け、平成２５年４月に建築基準法が改正され、給湯設備の転倒防止対策に関する基準が新たに定められました。これに伴い、市は、県と協力して、必要な対応について、所有者・管理者等に指導及び情報提供を行います。

⑥　地震発生後の対応

大規模な地震発生後の建築物や敷地の崩壊による２次被害を防止するため、被災建築物や被災宅地の応急危険度判定を実施します。

応急危険度判定は、島原市災害対策本部の要請により実施します。実施する基準は「被災建築物の場合は震度５弱以上」「被災宅地の場合は宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合」となります。

⑦　地震によるがけ崩れ等の安全対策

県は、一定の基準を満たす区域を急傾斜地崩壊危険区域等に指定し、がけ崩れなどによる建築物の被害を防止するための事業を実施しています。また、「警戒避難体制の整備」、「土地利用の抑制」あるいは「建築物の構造規制」を行う土砂災害警戒区域等を指定し、がけ崩れなどがあった場合に住民の安全を確保するための施策を実施しています。

さらに、一定の基準を満たす斜面に近接する住宅（昭和３５年９月３０日以前に建築された

ものに限る）については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」により移転を促進しています。

今後も土砂災害防止法等の運用を図るとともに、県と協力して、がけ崩れ等の安全対策の推進を図ります。

⑧　大規模盛土造成地の耐震対策

市は大規模な地震の発生に備え、大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを市民に周知し、防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につなげることを目的として、県が作成した大規模盛土造成地を示したマップを活用し、その情報提供に取り組みます。

第４節　優先的に耐震化すべき建築物の設定

・要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物
・多数の者が常時利用する学校施設、保育所等
・地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる市役所庁舎、市民の避難所（特に重要となる既存建築物）
・特定既存耐震不適格建築物
・木造住宅

第５節　重点的に耐震化すべき区域の設定

・緊急輸送道路等の沿道
・木造住宅が密集している区域

第６節　沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路の指定

市は、長崎県地域防災計画により指定された「緊急輸送道路ネットワークとして指定された道路」のうち、島原市内にある道路を耐震改修促進法第６条第３項第２号に基づく沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として指定します。

第４章　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

第１節　相談体制の整備

①　市における相談窓口の設置

市は、木造戸建住宅の耐震化に関する相談窓口を設置し、市民に対して必要な知識・資料の提供を行います。

②　建築関係団体による相談窓口

市民の建築物の耐震化に関する問い合わせに対応するため、（一財）長崎県住宅・建築総合センターに相談窓口を設置するとともに、その他の建築関係団体に対し、相談窓口の設置について協力を依頼し、併せて耐震化に関する情報を提供します。

第２節　情報の提供

市は、耐震化に関する新たな知識・技術についての情報提供を、県と協力して、市民、建築関係団体に積極的に行うとともに、必要に応じ講習会等を実施します。

第３節　耐震化に関する啓発

①　市民に対する啓発

住宅・建築物の耐震化の目標を達成するためには、所有者である市民が自らの問題、地域の問題として意識を持って地震防災対策に取り組むことが必要です。

市は、市民に対し地震に対する安全対策の必要性について周知するため、県や関係団体と連携し、必要に応じて以下の活動を実施します。

・広報誌を活用した情報発信
・パンフレットの作成、配布
・建築物防災週間、住宅月間等の行事、イベントの活用
・ホームページへの情報掲載

②　建築関係事業者に対する啓発

建築物の耐震性の向上に直接関わる建築士や工事業者等の建築関係者が、耐震化の必要性を認識し、必要な知識を習得したり技術を向上させたりすることは非常に重要です。

また、建築物のリフォームを実施する際に併せて耐震化を行うことは、合理的でありコスト的な観点からも有効です。

市は、建築関係者の耐震化への理解と技術・知識の向上を図るため、耐震基準及び耐震改修事例等の技術について、関係団体と協力して講習会の実施を図ります。

第４節　自主的な地震対策の推進

建築物自体の耐震化を行うことはもちろん重要ですが、建築物内での家具の転倒等によりケガを負ったり、避難口がふさがれて避難が困難になったりする場合もあります。

市は、家具や家電等の転倒防止について、事例を踏まえたパンフレットを配布し、これらの転倒防止に対する自主的な対策を促進していきます。

第５章　耐震改修促進計画の見直しについて

本計画は、耐震化の状況を勘案のうえ、おおむね３年ごとに検証を行うこととします。また、必要に応じ、随時計画の見直しを行います。

また、本計画の計画期間は、令和８年３月までとしているため、期間終了後、すみやかに計画の進捗及び効果等についての検証を行い、その結果や国の基本方針及び長崎県耐震改修促進計画における建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定状況を踏まえ、次期計画の策定を行うものとします。